(ｳ)　提出方法　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、入札公告（説明書）に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る）によること。（郵送にて送付する場合は、提出期限内に必着すること。）

(4)　技術提案書の提出期限、場所

(ｱ)　提出期限　平成27年２月25日（水）16時00分

(ｲ)　提出場所　記５(1)に示す担当部署

6　その他

(1)　本契約においては日本語及び日本国通貨を使用する。

(2)　契約保証　必要

契約の相手方として決定された者は、契約決定後10日以内(行政機関の休日を含む。)に、契約金額（税込）の10分の１以上に相当する下記のいずれかの契約保証に関する証書等を提出しなければならない。なお、低入札価格調査を実施した場合の契約保証は、契約金額（税込）の10分の３以上に相当する金額とする。

(ｱ)　債務不履行時に損害金の支払いを保証する金融機関（銀行、前払保証事業会社等）の保証にかかる保証書。

(ｲ)　債務不履行時に損害金の支払いを保証する公共工事履行保証保険(金銭保証に限る)にかかる証券。

(ｳ)　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約にかかる証券。

(3)　契約書の作成　必要

契約責任者は落札者決定後、契約書作成までの間に、契約書の取り交わし、保管を、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム社が提供する電子契約サービス「ＣＥＣＴＲＵＳＴ」により行うことを落札者と協議し、落札者の同意を得た場合には電子契約により契約書の取り交わし、保管を行う。

(4)　支払条件

(ｱ)　前金払　無

(ｲ)　部分払　有

契約の相手方として決定された者は請負契約書案第37条に基づき部分払の請求をすることができる。

(5)　記２(2)に掲げる調査等指名競争参加資格の認定を受けていない者も記５(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(6)　技術提案書のヒアリングを実施する。

(7)　詳細は手続開始公告（説明書）による。

7　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masashi Fukuda, Director General of Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited

(2)　Classification of the services to be procured : 42

(3)　Subject matter of the contract : Road weather information service of Niigata regional head office operating area

(4)　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 9 December 2014

(5)　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 25 February, 2015

(6)　Language and currency used in contract procedure : Japanese and Japanese yen only

(7)　Contact point for tender documentation : Yoshiaki Kondo, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Niigata Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited, 1―1 Tenjin, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata, 950―0917 Japan TEL 025―241―5116

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度において経済産業省所管における建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 11 月 10 日

経済産業省大臣官房会計課長　吉本　　豊

◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13

1　建設工事の工種区分及び測量・建設コンサルタント等業務の業種区分

(1)　建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する28種類

(2)　測量・建設コンサルタント等業務

①　測量

②　建築関係建設コンサルタント業務

③　土木関係建設コンサルタント業務

④　地質調査業務

⑤　補償コンサルタント業務

2　申請の時期

(1)　定期の申請時期は、平成27年１月５日から平成27年１月30日までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。)を除く。

また、インターネットを使用して申請する場合は、パスワード申込受付期間を平成26年11月４日から平成26年12月26日までとし、申請用データ受付期間を平成26年12月１日から平成27年１月15日とする。ただし、休日及び平日の午後５時から午前９時の間はシステムを運休する。

(2)　随時の申請時期は、平成27年２月２日以降とする。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。また、インターネットを使用して次のアドレス（経済産業省ホームページ）にアクセスし、申請書を出力することもできる。

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/sanka_shikaku.html

また、インターネットを使用して申請する場合は、次のアドレスにアクセスし、平成26年11月４日午前９時から平成26年12月26日午後５時までにパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日午前９時から平成27年１月15日午後５時までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/

測量・建設コンサルタント等業務

https://www.pqrc.mlit.go.jp

(2)　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの部局長に、次の①及び②の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便とし、平成27年１月30日当日消印有効）により提出すること。なお、提出の際、参加を希望する部局（地区）を選択することにより、その選択した部局（地区）の部局長にも提出したものとみなして扱う。

また、インターネットを使用して申請する場合は、(1)においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、入手したパスワードを入力して送信するものとする。また、添付書類として以下に掲げる①の二のトを次の送付先にＦＡＸにより送信する。

送付先

インターネット一元受付ヘルプデスク

【建設工事】

電話番号052―725―7671

ＦＡＸ番号052―725―7672

【測量・建設コンサルタント等業務】

電話番号092―409―4370

ＦＡＸ番号092―409―5252

①　建設工事に係るもの

一　申請書

二　添付書類

イ　営業所一覧表

ロ　工事経歴書（提出は任意とする。）

ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）

ニ　総合評定値通知書等の写し（建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の４に規定するもので申請日から直近のものであり、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。)、㈡に規定する健康保険(以下「健康保険」という）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当